

相模原市子育て応援店普及事業協賛規約

相模原市子育て応援店普及事業（以下「本事業」といいます。）は、相模原市内の店舗又は事業所等が、自ら提供している子育て家庭向けのサービスを、相模原市（以下「市」といいます。）が広く周知することで、子育て家庭の経済的・精神的負担の軽減を図るとともに、安心と喜びを持って子育てができるよう社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成を図ることを目的としています。

本事業への協賛を希望される事業者の皆様におかれましては、こうした本事業の趣旨をご理解いただくとともに、この規約に記載する条件をご確認いただき、同意いただいたうえで登録いただきますようお願いいたします。

（目的）

第1条 この規約は、相模原市子育て応援店普及事業実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）第4条第5項に規定する規約として、本事業への協賛にあたって必要な事項を定めることを目的とするものです。

（定義）

第2条 この規約において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

- （1）協賛事業者 本事業への協賛の登録を行った事業者をいいます。
- （2）利用者 妊娠中の人及び18歳未満の児童が属する世帯を構成する者で、子育て応援店を利用した者をいいます。
- （3）子育て家庭向けサービス 粉ミルクのお湯の提供、商品の配送、エレベーターの優先乗車への配慮といった子育て家庭への心配りや、授乳室・おむつ替えスペース、キッズスペースなどの設備の提供、子育てガイドなどの市が発行する子育てに関する刊行物の配架、商品の割引、ポイント付与、粗品の無料提供など、協賛事業者が利用者に対して提供する子育て家庭向けの各種サービスをいいます。
- （4）ステッカー 市が協賛事業者に対して発行するもので、子育て応援店である旨を店頭などの公衆の見やすい場所に掲示するためのものをいいます。
- （5）子育て応援店サイト 本事業の実施にあたって、協賛事業者が実施する子育て家庭向けサービスの提供内容を利用者へ情報発信する市のホームページをいいます。

(登録の対象事業者及び登録可能な子育て家庭向けサービスの範囲)

第3条 協賛事業者として登録することができる事業者は、市内に店舗又は事業所等を有する事業者とします。

2 協賛事業者及び子育て家庭向けサービスの内容において、法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの、公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの、政治性のあるもの、宗教性のあるもの、その他本事業の趣旨にそぐわないと市長が判断するものは、登録することができません。

(子育て家庭向けサービスの提供)

第4条 協賛事業者は、次の各号に掲げる事項を行うものとします。

(1) 登録した内容による子育て家庭向けサービスの利用者への提供

(2) 子育て応援店サイトに掲載する情報等の市への提供

(3) その他本事業の実施に必要な協力

2 協賛事業者は、妊娠中の人及び18歳未満の児童が属する世帯を構成する者としている、本事業の条件のほかに、本事業の趣旨に反しない範囲で、自己が提供する子育て家庭向けサービスの利用条件を設定することができます。

3 協賛事業者は、自己が提供する子育て家庭向けサービスの内容に応じて、その利用資格の確認を行うことができます。

(登録の手続き)

第5条 本事業への登録を希望する事業者は、実施要綱第4条第1項の規定により市に登録の申請を行い、市との協議を経て登録を行います。

2 協賛事業者は、登録後に市から交付されるステッカーを店頭に掲示するほか、次の各号に掲げる事項を行うことができます。

(1) 自己のウェブサイトにおける子育て応援店サイトへのリンク

(2) 自己の広報印刷物等における本事業のステッカーのデザインの使用

3 協賛事業者が、前項の規定によりステッカーのデザインを使用する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) デザイン、色、形を正しく使用し、縦横の比率の変更及び図形の追加はしないこと。ただし、色については、必要に応じ単色を使用することができる。

(2) デザインの一部使用はしないこと。

4 市は、協賛事業者が、第1項に定める申請を行った時点で、市と協賛事業者との権利義務関係について定める本規約の内容に同意したものとみなします。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、登録を行った後の最初の3月31日までとします。ただし、期限終了の1か月前までに、協賛事業者又は市のいずれからも別段の申し出のないときには、有効期限をさらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。

(登録内容の変更)

第7条 協賛事業者は、登録内容を変更しようとするときは、実施要綱第5条第1項の規定により市に変更の申請を行い、市との協議を経て変更を行います。

(登録の廃止)

第8条 協賛事業者は、自己の都合により登録の廃止を申し出ることができます。

2 協賛事業者は、前項の規定により登録の廃止を希望するときは、実施要綱第5条第3項の規定により市に届出を行います。

(登録の取消し)

第9条 市は、次の各号に該当する場合には、協賛事業者としての登録の取消し及び子育て応援店サイトに掲載中の情報の削除を行うことができるものとします。

(1) 協賛事業者が実施要綱又は本規約に違反した場合

(2) その他協賛事業者の協賛実施状況が本事業の趣旨にそぐわないと市長が判断した場合

(経費の補填)

第10条 市は、協賛事業者が子育て家庭向けサービスを提供する際に負担する経費について、補填を行いません。

(個人情報の保護)

第11条 市は、本事業の実施上必要となる個人情報を協賛事業者から収集しますが、個人情報の収集、利用、管理、廃棄について、相模原市個人情報保護条例に従って適正に行い、個人情報の保護に努めます。

(子育て応援店サイトの停止又は中断)

第12条 市は、次の各号に該当する場合には、協賛事業者に事前に通告することなく、子育て応援店サイトの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。

(1) 子育て応援店サイトに係るシステムの保守、点検作業を定期的又は緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合

(3) 火災、停電、天災地変等の不可抗力により子育て応援店サイトの運営ができ

なくなつた場合

(4) その他、市長が停止又は中断を必要不可避と判断した場合

2 市は、前項各号に定める事由により子育て応援店サイトの提供の遅延又は中断が生じた場合であっても、これに起因して協賛事業者が被つた損害について免責されるものとします。

(子育て応援店サイトの権利帰属)

第 1 3 条 子育て応援店サイトに関する所有権及び知的財産権は、協賛事業者の制作にかかる情報を除き、市に帰属するものとします。また、協賛事業者としての登録は、子育て応援店サイトに関する知的財産権の市長からの使用許諾を意味するものではありません。

(保証の否認及び免責)

第 1 4 条 協賛事業者としての登録及び子育て応援店サイトにおける協賛事業者の情報掲載は、協賛事業者が子育て家庭向けサービスを提供する事業者であることを紹介するためのものであって、市が協賛事業者の取扱商品等の販促、顧客斡旋、集客効果等を保証するものではありません。また、協賛事業者が市から直接又は間接に本事業に関する情報を得た場合であっても、市は協賛事業者に対しこの規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。

2 協賛事業者は、登録内容が、協賛事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとします。また、協賛事業者としての登録及び子育て応援店サイトにおける協賛事業者の情報掲載は、市が協賛事業者に適用される法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。

3 市は、協賛事業者と利用者との間の実際取引等には一切関与しないものとし、本事業に関連して協賛事業者において何らかの損害、損失又は費用等が生じた場合にも、市はこれを賠償又は補償する責任を一切負わないものとします。

4 第 1 項から第 3 項までに規定するもののほか、本事業に関連して協賛事業者と利用者その他第三者との間で生じたトラブルに関しては、市の責に帰すべき事由に起因するものであることが明らかな場合を除き、市は一切免責されるものとします。

(協賛事業者の責務)

第 1 5 条 協賛事業者は、登録の内容について一切の責任を負うものとします。

2 協賛事業者は、登録内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び登録内容に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市に対して保証するものとします。

3 協賛事業者は、この規約に違反することにより、市に損害を与えた場合、市に対し、その損害を賠償しなければなりません。

4 協賛事業者は、本事業に関連して利用者その他第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で紛争が生じた場合には、協賛事業者の費用と責任において当該クレーム又は紛争を処理するものとします。

(権利譲渡等の禁止)

第16条 協賛事業者は、この規約に基づく自己の権利、義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは転貸、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

(規約の変更)

第17条 この規約の内容は、必要に応じ、協賛事業者の事前の承諾を得ることなく、市長により変更することがあります。

2 この規約の変更に関する告知は、子育て応援店サイト上での掲載の方法のみによって行いますので、協賛事業者は、子育て応援店サイト上にて最新の規約を確認してください。また、子育て応援店サイト内に随時掲載、追加する付則及び規程類は、この規約の一部を構成するものとします。

(準拠法及び裁判管轄)

第18条 この規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法が適用されるものとします。また、この規約に関して、協賛事業者と市との間で紛争が生じた場合における第一審の専属的管轄裁判所は、相模原簡易裁判所又は横浜地方裁判所相模原支部とします。

(協議解決)

第19条 この規約に定めのない事項又はこの規約の解釈に疑義が生じた場合には、協賛事業者及び市が互いに信義誠実の原則に従って別途協議の上、速やかにこれを解決するものとします。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協賛事業者と市との間の、本事業における子育て家庭向けサービス及び子育て応援店サイトに掲載する情報等の提供に関する必要な事項は別途定めます。

附 則

この規約は、平成 2 1 年 9 月 1 日から施行します。

【お問い合わせ先】

相模原市子ども・若者未来局子ども家庭課

電話 0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 1

受付時間 土・日・祝日・年末年始を除く、8時30分から17時15分まで